## 所得金額調整控除について

令和2年度(2020年度)税制改正により、給与所得控除額及び公的年金控除額が引き下げられたことに伴い、負担が増加しないよう所得金額調整控除が創設されました。

次の①及び②に該当する場合、**給与所得から所得金額調整控除額が控除 されます**。①と②の両方に該当する場合、①の控除後の給与所得金額から ②を控除します

- ① 給与収入が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、 給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を 控除した金額の10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。
  - (1) 本人が特別障がい者に該当する
  - (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する(※注)
  - (3) 特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する(※注)

## 【計算式】

控除額=(給与の収入金額(※)-850万円)×10%

(※) 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

- (**※注**)(2)、(3)の扶養親族や同一生計配偶者については、<u>他の者の扶養親族</u> 等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。 ただし、<u>専従者については対象外となります</u>。
- ② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が 10 万円を超える場合

## 【計算式】

控除額=(給与所得金額(※)+公的年金に係る雑所得(※))-10 万円

(※) 10 万円を超える場合は 10 万円